

# 第1109回教育委員会

令和4年3月25日  
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午前10時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
  - (1) 山形県立米沢工業高等学校専攻科における魅力化・活性化の方策について (高校教育課)
- 5 議 題
  - 議第1号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)
  - 議第2号 山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)
  - 議第3号 教職員の人事について (教職員課)
- 6 閉 会

## 米沢工業高等学校専攻科

## 活性化ワーキンググループの設置及び検討内容について

## 1 目的

米沢工業高等学校専攻科は、設置当初より地元企業や大学等と連携した先進的な教育活動を実践しているが、近年、入学者選抜において入学定員に満たない状況が続いている。これまでの専攻科の現状や課題について検証するとともに、地元自治体、関係団体、大学等の有識者から広く意見を聴取し、今後の活性化と魅力化の方策について検討するため、米沢工業高等学校専攻科活性化ワーキンググループ（WG）を設置するもの。

## 2 検討事項

- (1) 専攻科の現状や課題に関する事
- (2) 専攻科の活性化・魅力化の方策に関する事
- (3) 専攻科の入学者数確保に関する事
- (4) その他専攻科の活性化・魅力化のために必要と認められる事項

## 3 検討委員

No	氏名	所属・職名	備考
1	吉田 直史	県教育庁高校教育課 課長	座長
2	湯浅 哲也	山形大学工学部 副学部長	有識者（大学）
3	我妻 重義	米沢市産業部商工課 課長	有識者（自治体）
4	安部 徹	米沢商工会議所 理事・事務局長	有識者（産業界）
5	佐藤 正	県立米沢工業高等学校 校長	
6	佐藤 敬一	県立米沢商業高等学校 校長	
7	奥山 浩之	県教育庁高校改革推進室 室長補佐	

## 4 スケジュール

- 令和3年 9月17日 第1回検討会議（WGの役割・計画、現状と課題、意見聴取）  
 令和3年 9～11月 「活性化・魅力化の方向性」（案）の検討  
 令和3年12月21日 第2回検討会議（活性化、魅力化の方向性（案）への意見聴取）  
 令和4年 1～2月 「活性化・魅力化の方向性」のまとめ  
 令和4年 3月 「活性化・魅力化の方向性」の取りまとめ（公表）  
 令和4年度～ 活性化・魅力化に係る具体的な取組みの実施

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
米沢工業高校 専攻科活性化	活性化WG	活性化・魅力化の具体的な取組みの実施			
米沢産業高校 開校準備	開校整備委員会		開校準備委員会		開校

## 米沢工業高等学校専攻科の状況

### 1 設置年度及び目的

高等学校の工業教育の基礎の上に、地域の協力機関（企業、大学等）と連携し、工業に関する高度な専門知識と技術を習得させ、地域が求める高度な実践的技術者の育成を図ることを目的として、平成 15 年度に設置された。

### 2 修業年限

1 年または 2 年

### 3 課程及び学科（コース）

全日制の課程 生産情報科（情報技術コース、生産システムコース、生産デザインコース）

### 4 入学定員

10 名（情報技術コース約 4 名、生産システムコース約 3 名、生産デザインコース約 3 名）

（平成 17 年度から入学定員を 10 名から 15 名に変更  
平成 23 年度から入学定員を 15 名から 12 名に変更  
平成 29 年度から入学定員を 12 名から 10 名に変更）

### 5 入学者選抜

- (1) 選抜方法 提出書類、学力検査及び面接
- (2) 選抜時期 8 月（入学定員に充足しない場合は二次募集を実施）
- (3) 過去 5 年間の入学者等の状況

	令和 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
志願者数	6 名	6 名	6 名	6 名	2 名
合格者数	6 名	6 名	6 名	5 名	2 名
入学者数	4 名	3 名	2 名	3 名	2 名

※ 令和 4 年度 志願者数 5 名、合格者数 5 名、入学予定者数 5 名

### 6 教員

専任 2 名、本科（全日制）と兼任 3 名、外部講師 18 名（大学教員 8 名、民間企業等 10 名）

米沢工業高等学校専攻科  
活性化・魅力化の方向性  
～ワーキンググループにおける検討まとめ～

令和4年3月  
山形県教育庁高校教育課

# I はじめに

地域の産業界から工業人材の育成に向けた専門教育の充実という強い要望を受け、山形県教育委員会は、平成15年度に地域産業の発展に貢献できる人材を育成することを目的に、米沢工業高等学校に専攻科を設置しました。以来、地元の企業や大学等との連携のもと、先進的な教育活動を展開し、100名を超える専攻科の修了者は、地元米沢市はもとより、全国各地で活躍しています。

設置から19年が経過し、産業界や社会、教育を取り巻く環境は、設置当初から大きく変容しています。また、近年の専攻科の志願者数は、募集定員を下回る状況が続いています。このような状況を踏まえ、専攻科の現状や課題について検証するとともに、地元自治体、関係団体、大学等の有識者から意見を聴取し、今後の活性化と魅力化の方向性について検討するため、令和3年9月に「米沢工業高等学校専攻科活性化ワーキンググループ」（以下、WGという。）を設置し、下記の内容について検討を進めてきました。

- (1) 専攻科の現状や課題に関すること
- (2) 専攻科の活性化・魅力化の方向性に関すること
- (3) 専攻科の入学者数確保に関すること
- (4) その他専攻科の活性化・魅力化のために必要と認められる事項

WGにおいては検討を踏まえ、これまでの成果や課題及び今後の活性化・魅力化の方向性等について、このたび、「米沢工業高等学校専攻科 活性化・魅力化の方向性」として、取りまとめました。

これらの方向性を指針として、今後、米沢工業高等学校内に「専攻科活性化委員会」を設置し、この方向性の趣旨を踏まえた、専攻科の活性化・魅力化の具体的な取組みを実施していくこととしています。

## Ⅱ これまでの成果と課題

### 1 成果

- (1) 企業や大学等の第一線で活躍している外部講師による授業を行うなど、実践的・体験的な学びを展開している。
- (2) 地域の産業界や山形大学、東北芸術工科大学等と連携し、最先端の技術の習得や起業家精神の醸成など特色ある教育活動を実践し成果を上げている。  
(EDGE NEXT プログラム (山形大学国際事業化研究センターのVR・AR、プログラミング教育)、キャンパスベンチャーグランプリ東北 最優秀賞 等)
- (3) 専攻科での学びを生かした地域貢献活動を実践している。(米沢市プログラミング教育支援事業、原方刺し子の伝承 等)
- (4) これまで 100 名を超える修了生が、県内外の企業で工業技術者等として活躍しており、(1)～(3)による専攻科での学びは、修了生及び修了生の就職企業から高い評価を得ている。

### 2 課題

- (1) 地域や産業界から、社会や産業の変化に対応した工業技術者の育成が求められており、地域や産業界の意見を踏まえた教育課程の検討・改善が必要になっていること。
- (2) 近年、入学志願者数・入学者数が入学定員を下回る状況が続いており、入学者選抜の適切な実施時期や実施方法についての検討が必要であること。
- (3) 専攻科の学習内容、入学者選抜の方法、修了後の進路(待遇含む)等について、地域(中・高校生含む)、産業界等への情報発信、広報等をより積極的に行い周知を図ること。
- (4) 志願者の確保や教育内容の充実を図るため、米沢工業高等学校全日制及び定時制と十分に連携を図る必要があること。

## Ⅲ 今後の活性化・魅力化の方向性

これまでの成果と課題を踏まえ、活性化・魅力化の方向性として下記の視点でまとめた。

- |             |   |
|-------------|---|
| <b>視点 1</b> | 地域の産学官が一体となり地域の産業界を支える職業人の育成を図る。<br>(課題 (1)、(4))    |
| <b>視点 2</b> | 地域の成長を支える人材として地元企業への就職を促進する。<br>(課題 (1)、(3)、(4))    |
| <b>視点 3</b> | 入学志願者の確保に向け、入学者選抜方法の改善について検討する。<br>(課題 (2)、(3)、(4)) |
| <b>視点 4</b> | 広報・情報発信の強化を図る。<br>(課題 (3)、(4))                      |

## IV 活性化・魅力化の視点

**視点 1** 地域の産学官が一体となり地域の産業界を支える職業人の育成を図る。

加率的に変化する地域の産業界を支える職業人を育成するため、地域の企業等で直接学び、地域課題に向き合う姿勢や技術を身に付けることができるよう、産業界と一体となった社会に開かれた教育課程の開発・実践を図る。

### (1) 産学官が一体となった教育課程の開発・実践

- ① デジタル化等の技術革新に対応した教育課程の開発
  - ※ 2年間の教育課程で学ぶ教育の検討
- ② 社会の変化に主体的に対応できる資質・能力を育成するための学びの充実
  - ※ 問題発見・解決能力、言語能力、情報活用能力、創造開発能力、デザイン思考、起業家精神、AI、IoT、DX、付加価値の創出等を学び学習内容を設定
- ③ 少人数指導によるキャリア教育の充実
- ④ 産業界等との連携による長期企業研修・インターンシップの実施
  - ※ これまで学校独自で実施していた企業研修を、米沢商工会議所と連携して実施する。
- ⑤ 外部講師（産業界、大学、自治体等）による先端的な学びの提供
- ⑥ 地域コンソーシアム等における自治体・産業界・大学等の関係者や学校評議委員の意見を踏まえたカリキュラムマネジメントの実践
- ⑦ 産学官の連携による先端技術の習得
  - ・ 産学官連携による共同研究の推進
  - ・ 大学等の講座（山形大学工学部等）や自治体・産業界の各種セミナー等への積極的な参加

### (2) 施設・設備の効果的な活用及び充実

- ① 専攻科の施設・設備の集約について検討
- ② 地元企業、大学等の施設・設備を使用した先端的な実習の実現
- ③ デジタル化等に対応した設備の充実

### (3) 教員の配置及び資質・能力の向上

- ① 教育課程に基づいた教員の適正な配置（全日制との連携も含む）
- ② 専攻科専任教員の一定期間での人事異動と工業科教員との定期的な人事交流
- ③ 研修機会の充実（見本市、展示会等への参加）

## 視点2 地域の成長を支える人材として地元企業への就職を促進する。

専攻科修了生が身に付けた資質・能力を十分に発揮し、地域の持続可能な成長を支える人材として活躍できるよう、就労先の確保及び待遇を保証できる環境を実現する。

### (1) 修了生の採用時の待遇

- ・ 短大卒と同等の待遇となるよう、学校から志願先の企業に働きかけてきたが、今後、米沢市及び米沢市商工会議所等の関係団体、企業等への協力をより積極的に働きかける。

### (2) 企業を対象とした、専攻科からの就職に係る説明会の開催

- ・ 専攻科の教育内容や求人票の手続き等について企業への周知

### (3) 専攻科在籍生徒を対象とした、企業説明会、面談会等の実施

- ・ 各企業の概要、特色、職種、待遇等の説明  
※ (2)、(3)の実施にあたっては、米沢市、米沢商工会議所と連携して実施する。

## 視点3 入学志願者の確保に向け、入学者選抜方法の改善について検討する。

米沢工業高等学校（全日制の課程）からの志願者を増やすとともに、令和7年度に米沢工業高等学校と統合する米沢商業高等学校等、県内の他の高等学校からも志願が可能となるよう、入学者選抜方法の改善を図るとともに、学びが接続されるカリキュラムの検討を行う。

### (1) 入学者選抜方法の検討・改善

- ① 推薦入学者選抜の導入（専願、工業科在籍生徒 等）
- ② 一般入学者選抜の実施（併願可、工業科以外の在籍生徒も志願可能 等）
- ③ 工業科以外の在籍生徒や社会人等の志願への対応（選抜方法の多様化）  
※ 工業科以外の入学者の学びが接続されるカリキュラムについて検討する。

### (2) 募集要項の周知

- ① 新たな学校紹介パンフレット（入学者選抜方法を含む）の作成・配布
- ② 各高等学校への訪問による生徒募集
- ③ 志願者向け説明会、体験授業の開催
- ④ 市町村の広報等を利用した周知



**視点 4** 広報・情報発信の強化を図る。

米沢工業高等学校専攻科について、地域等の理解を深め、入学志願者の増加につなげるため、広報・情報発信の強化を図る。

(1) 新たな学校紹介パンフレットの作成・配布

入学者選抜の方法、入学から修了までの学校生活の様子及び修了後のキャリアが見える化し、専攻科の魅力を伝える内容とする。他の高等学校等に広く配布する。

※ 身に付けさせたい資質・能力、学習内容、特色ある取組み、卒業後の就職状況及び待遇等、修了生の声、入学者選抜方法等を記載

(2) ホームページ、SNSの活用による情報発信

(3) 専攻科研究成果発表会、公開授業の開催

(4) 米沢市・米沢商工会議所等のイベント及び各研究会等での研究発表、事例報告

(5) 市町村の広報（市報）等による専攻科の取組みの紹介

(6) 米沢工業高等学校（全日制・定時制）及び米沢商業高等学校の教員、生徒及び保護者への周知

## V 活性化・魅力化の取組みのスケジュール

令和4年度に、米沢工業高等学校に学校関係者等からなる「専攻科活性化委員会」を設置し、活性化・魅力化に向けた具体的な取組みを検討・実施する。

活性化・魅力化の取組みの主な内容のスケジュール（予定）

主な内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活性化・魅力化に係る組織等		<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーキンググループ設置</li> <li>「活性化・魅力化の方向性」の取りまとめ</li> </ul>	活性化委員会			
主な検討内容等	教育課程		新教育課程(案)の検討	予算化	新教育課程の実施	
	入学者選抜	選抜改善の検討	R5入学者選抜実施			
	パンフレット		作成・配布			
	広報・発信		実施			
米沢産業高校(仮称)						開校

## <参考資料>

### 米沢工業高等学校専攻科活性化ワーキンググループ 設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 米沢工業高等学校専攻科（以下、「専攻科」という。）は、設置当初より地元企業や大学等と連携した先進的な教育活動を実践しているが、近年、入学者選抜において入学定員に満たない状況が続いている。これまでの専攻科の現状や課題について検証するとともに、地元自治体、関係団体、大学等の有識者から広く意見を聴取し、今後の活性化と魅力化の方策について検討するため、米沢工業高等学校専攻科活性化ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2条 WGは、次の事項について協議・検討する。

- (1) 専攻科の現状や課題に関すること。
- (2) 専攻科の活性化・魅力化の方策に関すること。
- (3) 専攻科の入学者数確保に関すること。
- (4) その他専攻科の活性化・魅力化のために必要と認められる事項。

#### (委員)

第3条 WGの委員は、有識者、教育庁及び関係高等学校の代表者で構成する。

2 WGの座長は、教育庁高校教育課長をもってあてる。

3 WGは、教育庁高校教育課長が招集する。

4 座長は、必要があると認められる場合は、第1項に定める者以外の者をWGに出席させ、意見を求めることができる。

#### (事務局)

第4条 WGの円滑な運営を図るため事務局を置く。

2 事務局は、WGの運営・庶務を執り行う。

#### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、別に定める。

(附則) この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

## 米沢工業高等学校専攻科活性化ワーキンググループ 委員名簿

任期：令和3年9月17日～令和4年3月31日

(令和4年3月現在 敬称略 順不同)

### <委員>

No	氏名	所属等	備考
1	吉田 直史	県教育庁高校教育課 課長	座長
2	湯浅 哲也	山形大学工学部 副学部長	有識者(大学)
3	我妻 重義	米沢市産業部商工課 課長	有識者(自治体)
4	安部 徹	米沢商工会議所 理事・事務局長	有識者(産業界)
5	佐藤 正	県立米沢工業高等学校 校長	
6	佐藤 敬一	県立米沢商業高等学校 校長	
7	奥山 浩之	県教育庁高校改革推進室 室長補佐	

「米沢工業高等学校専攻科活性化・魅力化の方策」策定に係る経過

会議等及び期日	主な内容
<b>第1回事務局会</b> 令和3年8月20日	○第1回検討会議の進め方について
<b>第1回検討会議（WG）</b> 令和3年9月17日	○専攻科の設立の経緯について ○現状と課題について ○活性化・魅力化について
<b>第2回事務局会</b> 令和3年10月29日	○他県の専攻科の状況について ○現状と課題について ○活性化・魅力化について
<b>アンケート・ヒアリング調査の実施</b> 令和3年11月中旬	○アンケート調査（対象：WG委員） ○ヒアリング調査（対象：在籍生徒、修了生、修了生の就職先企業）
<b>第3回事務局会</b> 令和3年11月29日	○アンケート・ヒアリング調査の結果について ○現状と課題について ○魅力化・活性化について ○専攻科から大学編入の検討について
<b>第2回検討会議（WG）</b> 令和3年12月21日	○活性化・魅力化について
<b>山形県教育庁高校教育課</b> 令和4年3月	○魅力化・活性化の方向性の取りまとめ（公表）



米沢工業高等学校専攻科 活性化・魅力化の方向性  
～ワーキンググループにおける検討まとめ～

令和4年3月 策定

[ 編集・発行 ] 山形県教育庁高校教育課

[ 問合せ先 ] 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県教育庁高校教育課 職業教育担当

TEL 023-630-3067

議第 1 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表スポーツ保健課の項中「、東北総体・冬季国体担当」を削り、「アスリート育成担当」を「アスリート育成担当、総務・企画担当、競技・式典担当」に改め、同条第 2 項の表中

「

教職員課	働き方改革推進室
------	----------

を  
」

「

教職員課	働き方改革推進室
生涯教育・学習振興課	郷土愛育成室

に改め、  
」

「

競技力向上・アスリート育成推進室
------------------

を  
」

「

競技力向上・アスリート育成推進室、国民スポーツ大会推進室
------------------------------

に改める。  
」

第 7 条第 1 項第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 郷土愛の育成に関すること

第 7 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 生涯教育・学習振興課の分掌事務のうち、前項第 13 号に掲げる事務は、郷土愛育成室で所掌する。

第 11 条第 1 項第 15 号中「令和 3 年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会及び」を削り、同条第 2 項中「所掌する」を「、同項第 15 号に掲げる事務は国民スポーツ大会推進室で所掌する」に改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和4年3月25日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案																																																						
<p>第1条～第3条の2 ー略ー (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td>生涯教育・学習振興課</td> <td>経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画担当、指導担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当</td> </tr> <tr> <td>福利厚生課</td> <td>庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付・年金担当</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、<u>東北総体・冬季国体担当</u>、学校保健・食育担当、競技力向上担当、<u>アスリート育成担当</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教職員課</u></td> <td><u>働き方改革推進室</u></td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td><u>競技力向上・アスリート育成推進室</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第6条 ー略ー (生涯教育・学習振興課の分掌事務)</p> <p>第7条 生涯教育・学習振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	課名	係名	教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当	教職員課	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当	特別支援教育課	企画担当、指導担当	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当	福利厚生課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付・年金担当	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、 <u>東北総体・冬季国体担当</u> 、学校保健・食育担当、競技力向上担当、 <u>アスリート育成担当</u>	課名	課内室名	<u>教職員課</u>	<u>働き方改革推進室</u>	高校教育課	高校改革推進室	スポーツ保健課	<u>競技力向上・アスリート育成推進室</u>	<p>第1条～第3条の2 ー略ー (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td>生涯教育・学習振興課</td> <td>経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画担当、指導担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当</td> </tr> <tr> <td>福利厚生課</td> <td>庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付・年金担当</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、<u>アスリート育成担当</u>、<u>総務・企画担当</u>、<u>競技・式典担当</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教職員課</u></td> <td><u>働き方改革推進室</u></td> </tr> <tr> <td><u>生涯教育・学習振興課</u></td> <td><u>郷土愛育成室</u></td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td><u>競技力向上・アスリート育成推進室</u>、<u>国民スポーツ大会推進室</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第6条 ー略ー (生涯教育・学習振興課の分掌事務)</p> <p>第7条 生涯教育・学習振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	課名	係名	教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当	教職員課	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当	特別支援教育課	企画担当、指導担当	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当	福利厚生課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付・年金担当	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、 <u>アスリート育成担当</u> 、 <u>総務・企画担当</u> 、 <u>競技・式典担当</u>	課名	課内室名	<u>教職員課</u>	<u>働き方改革推進室</u>	<u>生涯教育・学習振興課</u>	<u>郷土愛育成室</u>	高校教育課	高校改革推進室	スポーツ保健課	<u>競技力向上・アスリート育成推進室</u> 、 <u>国民スポーツ大会推進室</u>
課名	係名																																																						
教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当																																																						
教職員課	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当																																																						
生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当																																																						
義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当																																																						
特別支援教育課	企画担当、指導担当																																																						
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当																																																						
福利厚生課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付・年金担当																																																						
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、 <u>東北総体・冬季国体担当</u> 、学校保健・食育担当、競技力向上担当、 <u>アスリート育成担当</u>																																																						
課名	課内室名																																																						
<u>教職員課</u>	<u>働き方改革推進室</u>																																																						
高校教育課	高校改革推進室																																																						
スポーツ保健課	<u>競技力向上・アスリート育成推進室</u>																																																						
課名	係名																																																						
教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当																																																						
教職員課	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当																																																						
生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当																																																						
義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当																																																						
特別支援教育課	企画担当、指導担当																																																						
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当																																																						
福利厚生課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付・年金担当																																																						
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、 <u>アスリート育成担当</u> 、 <u>総務・企画担当</u> 、 <u>競技・式典担当</u>																																																						
課名	課内室名																																																						
<u>教職員課</u>	<u>働き方改革推進室</u>																																																						
<u>生涯教育・学習振興課</u>	<u>郷土愛育成室</u>																																																						
高校教育課	高校改革推進室																																																						
スポーツ保健課	<u>競技力向上・アスリート育成推進室</u> 、 <u>国民スポーツ大会推進室</u>																																																						

<p>(1)～(11) 一略一</p> <p><u>(12) 県生涯学習センターの管理に関すること</u></p>	<p>(1)～(11) 一略一</p> <p><u>(12) 県生涯学習センターの管理に関すること</u></p> <p><u>(13) 郷土愛の育成に関すること</u></p> <p><u>2 生涯教育・学習振興課の分掌事務のうち、前項第13号に掲げる事務は、郷土愛育成室で所掌する。</u></p>
<p>第8条～第10条 一略一</p> <p>(スポーツ保健課の分掌事務)</p>	<p>第8条～第10条 一略一</p> <p>(スポーツ保健課の分掌事務)</p>
<p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(14) 一略一</p> <p><u>(15) 令和3年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会及び令和5年度国民体育大会冬季大会スキー競技会に関すること</u></p>	<p>(1)～(14) 一略一</p> <p><u>(15) 令和5年度国民体育大会冬季大会スキー競技会に関すること</u></p>
<p>2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技力向上・アスリート育成推進室で<u>所掌する</u>。</p>	<p>2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技力向上・アスリート育成推進室で、<u>同項第15号に掲げる事務は国民スポーツ大会推進室で所掌する</u>。</p>
<p>第12条～第21条 一略一</p>	<p>第12条～第21条 一略一</p>

# 山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

## 1 改正理由

令和4年度の組織改編を伴う規定の整備を図るもの。

## 2 主な改正内容

- ① 生涯教育・学習振興課に「郷土愛育成室」の新設
- ② スポーツ保健課に「国民スポーツ大会推進室」の新設

## 3 施行期日

公布の日から施行する。(令和4年4月1日)

## 議第 2 号

### 山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則の制定 について

山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則を次のように制定する。

#### 山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則 (山形県立高等学校通信教育に関する規程の一部改正)

第1条 山形県立高等学校通信教育に関する規程(昭和37年4月県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条中「保護者」を「保護者等(山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)第43条に規定する保護者等をいう。)」に、「保証人」を「保証人が」に改める。

#### (山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和44年7月県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「保護者が生活保護法」を「保護者等(山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)第43条に規定する保護者等をいう。以下同じ。)が生活保護法」に改め、同条第1号及び第2号中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第1号中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第2号中「**保護者**」を「**保護者等**」に、「保護者 氏名」を「保護者等 氏名」に改める。

別記様式第5号中「保護者」を「保護者等」に改める。

#### (山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部改正)

第3条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則(昭和49年12月県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条第2項中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第1号中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第1号の2中「**保護者**」を「**保護者等**」に、「保護者 氏名」を「保護者等 氏名」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙について

は、当分の間、使用することができる。

提 案 理 由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和4年3月25日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県立高等学校通信教育に関する規程新旧対照表（昭和37年4月1日県教委規則第4号）

現 行	改 正 案
<p>（目的）                      第1条～第13条　－略－                      （退学及び転学等）                      第14条　生徒は、退学し、転学し、又は他の課程に転籍しようとするときは、その理由を記載した文書に<u>保護者</u>又は保証人連署して校長に願い出なければならない。                      第15条～第20条　－略－</p>	<p>（目的）                      第1条～第13条　－略－                      （退学及び転学等）                      第14条　生徒は、退学し、転学し、又は他の課程に転籍しようとするときは、その理由を記載した文書に<u>保護者等（山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）第43条に規定する保護者等をいう。）</u>又は保証人連署して校長に願い出なければならない。                      第15条～第20条　－略－</p>

山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則新旧対照表（昭和44年7月9日県教委規則第10号）

現 行	改 正 案																				
<p>第1条～第3条 一略一 （授業料等の減免事由）</p> <p>第4条 生徒の<b>保護者</b>が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合を除き、次のいずれかに該当することにより、生徒の属する世帯の収入が別に定める基準に達しない場合又はその世帯の収入に比し支出の増加が著しい場合には、条例第8条に規定する経済的理由によつて納付が困難な場合とする。</p> <p>（1） 父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が生徒の<b>保護者</b>となっている場合</p> <p>（2） 生徒の<b>保護者</b>が長期の疾病にかかっている場合又はその身体に重大な障がい（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章第4項第2号ア及びイに規定する障害をいう。）がある場合</p> <p>（3） 一略一</p> <p>第5条～第10条 一略一</p> <p>別記 様式第1号</p>	<p>第1条～第3条 一略一 （授業料等の減免事由）</p> <p>第4条 生徒の<b>保護者等</b>（<u>山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）第43条に規定する保護者等をいう。以下同じ。</u>）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合を除き、次のいずれかに該当することにより、生徒の属する世帯の収入が別に定める基準に達しない場合又はその世帯の収入に比し支出の増加が著しい場合には、条例第8条に規定する経済的理由によつて納付が困難な場合とする。</p> <p>（1） 父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が生徒の<b>保護者等</b>となっている場合</p> <p>（2） 生徒の<b>保護者等</b>が長期の疾病にかかっている場合又はその身体に重大な障がい（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章第4項第2号ア及びイに規定する障害をいう。）がある場合</p> <p>（3） 一略一</p> <p>第5条～第10条 一略一</p> <p>別記 様式第1号</p>																				
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 県立 高等学校 制の課程 ( 科) 学年 (部) 氏 名 <b>保護者</b> 氏 名</p> <p style="text-align: center;">授業料等減額（免除）申請書</p> <p>下記により授業料（受講料）を減額して（免除して）くださるよう山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 県立 高等学校 制の課程 ( 科) 学年 (部) 氏 名 <b>保護者等</b> 氏 名</p> <p style="text-align: center;">授業料等減額（免除）申請書</p> <p>下記により授業料（受講料）を減額して（免除して）くださるよう山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。</p>																				
<p>記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">減額（免除）を受けようとする期間</td> <td style="width: 85%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>減額（免除）を受けようとする理由</td> <td>1 休学・留学 2 母子（父子）家庭 3 <b>保護者</b>の長期疾病又は身体障がい 4 その他（理由を具体的に記入してください。）</td> </tr> <tr> <td>生活保護費受給状況の確認</td> <td>1 受給している 2 受給していない</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護に関する同意</td> <td>私は、授業料の減額（免除）審査のために、学校長が私の在籍学校名・氏名・年齢・住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めることに同意します。  申請者氏名 _____ <b>保護者</b>氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>学校長の意見 (授業料等の納付が経済的理由により困難であること及び学業成績に関することを含む。)</td> <td>年 月 日 学校長 _____</td> </tr> </table>	減額（免除）を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	減額（免除）を受けようとする理由	1 休学・留学 2 母子（父子）家庭 3 <b>保護者</b> の長期疾病又は身体障がい 4 その他（理由を具体的に記入してください。）	生活保護費受給状況の確認	1 受給している 2 受給していない	個人情報保護に関する同意	私は、授業料の減額（免除）審査のために、学校長が私の在籍学校名・氏名・年齢・住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めることに同意します。  申請者氏名 _____ <b>保護者</b> 氏名 _____	学校長の意見 (授業料等の納付が経済的理由により困難であること及び学業成績に関することを含む。)	年 月 日 学校長 _____	<p>記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">減額（免除）を受けようとする期間</td> <td style="width: 85%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>減額（免除）を受けようとする理由</td> <td>1 休学・留学 2 母子（父子）家庭 3 <b>保護者等</b>の長期疾病又は身体障がい 4 その他（理由を具体的に記入してください。）</td> </tr> <tr> <td>生活保護費受給状況の確認</td> <td>1 受給している 2 受給していない</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護に関する同意</td> <td>私は、授業料の減額（免除）審査のために、学校長が私の在籍学校名・氏名・年齢・住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めるとに同意します。  申請者氏名 _____ <b>保護者等</b>氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>学校長の意見 (授業料等の納付が経済的理由により困難であること及び学業成績に関することを含む。)</td> <td>年 月 日 学校長 _____</td> </tr> </table>	減額（免除）を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	減額（免除）を受けようとする理由	1 休学・留学 2 母子（父子）家庭 3 <b>保護者等</b> の長期疾病又は身体障がい 4 その他（理由を具体的に記入してください。）	生活保護費受給状況の確認	1 受給している 2 受給していない	個人情報保護に関する同意	私は、授業料の減額（免除）審査のために、学校長が私の在籍学校名・氏名・年齢・住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めるとに同意します。  申請者氏名 _____ <b>保護者等</b> 氏名 _____	学校長の意見 (授業料等の納付が経済的理由により困難であること及び学業成績に関することを含む。)	年 月 日 学校長 _____
減額（免除）を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで																				
減額（免除）を受けようとする理由	1 休学・留学 2 母子（父子）家庭 3 <b>保護者</b> の長期疾病又は身体障がい 4 その他（理由を具体的に記入してください。）																				
生活保護費受給状況の確認	1 受給している 2 受給していない																				
個人情報保護に関する同意	私は、授業料の減額（免除）審査のために、学校長が私の在籍学校名・氏名・年齢・住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めることに同意します。  申請者氏名 _____ <b>保護者</b> 氏名 _____																				
学校長の意見 (授業料等の納付が経済的理由により困難であること及び学業成績に関することを含む。)	年 月 日 学校長 _____																				
減額（免除）を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで																				
減額（免除）を受けようとする理由	1 休学・留学 2 母子（父子）家庭 3 <b>保護者等</b> の長期疾病又は身体障がい 4 その他（理由を具体的に記入してください。）																				
生活保護費受給状況の確認	1 受給している 2 受給していない																				
個人情報保護に関する同意	私は、授業料の減額（免除）審査のために、学校長が私の在籍学校名・氏名・年齢・住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めるとに同意します。  申請者氏名 _____ <b>保護者等</b> 氏名 _____																				
学校長の意見 (授業料等の納付が経済的理由により困難であること及び学業成績に関することを含む。)	年 月 日 学校長 _____																				



様式第 2 号

家庭状況調査書

課程及び学年		生徒の氏名		住所		級地区分		地区区分			
制学年(部)											
世帯の状況					減免基準率の算定						
氏名	生年月日(満年齢)	性別	続柄	職業又は 在学 学校名・学年 (部)	年収額	収入 認定 額	生活扶助		減免基準率 ( $\frac{a}{G} \times 100$ )		
							第1類	第2類			
1	年月日(歳)		本人					基準額D	円 パーセント		
2	年月日(歳)		保護者								
3	年月日(歳)							地区別加算額E	円 決定		
4	年月日(歳)										
5	年月日(歳)							住宅扶助F	円 □全額免除 □2分の1減額 □不承認		
6	年月日(歳)										
7	年月日(歳)							需要額	参考事項 (AからFまでの合計×12) □養育費(有・無) □交通遺児(該当・非該当) □住居(自宅・借家・借間・アパート)		
8	年月日(歳)										
9	年月日(歳)										
合計					円	a	A	B	C	G	円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者 氏名

- (注) 1 「世帯の状況」の欄には、生計を共にするすべての者について記入してください。  
2 二重線で囲まれた枠内は学校で記入するので記入しないでください。

様式第 3 号～様式第 4 号 一略一  
様式第 5 号

年 月 日

山形県教育委員会教育長殿

県立 高等学校 年 (部)

生徒住所

氏名

保護者 生徒との続柄

氏名

授業料等減額(免除)理由消滅届

下記により減額(免除)の決定を受けました授業料(受講料)については、その減額(免除)の理由が 年 月 日消滅しました。

記

- 1 減額(免除)の決定番号及び決定年月日
- 2 減額(免除)の理由が消滅した理由

様式第 6 号～様式第 7 号 一略一

様式第 2 号

家庭状況調査書

課程及び学年		生徒の氏名		住所		級地区分		地区区分			
制学年(部)											
世帯の状況					減免基準率の算定						
氏名	生年月日(満年齢)	性別	続柄	職業又は 在学 学校名・学年 (部)	年収額	収入 認定 額	生活扶助		減免基準率 ( $\frac{a}{G} \times 100$ )		
							第1類	第2類			
1	年月日(歳)		本人					基準額D	円 パーセント		
2	年月日(歳)		保護者等								
3	年月日(歳)							地区別加算額E	円 決定		
4	年月日(歳)										
5	年月日(歳)							住宅扶助F	円 □全額免除 □2分の1減額 □不承認		
6	年月日(歳)										
7	年月日(歳)							需要額	参考事項 (AからFまでの合計×12) □養育費(有・無) □交通遺児(該当・非該当) □住居(自宅・借家・借間・アパート)		
8	年月日(歳)										
9	年月日(歳)										
合計					円	a	A	B	C	G	円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者等 氏名

- (注) 1 「世帯の状況」の欄には、生計を共にするすべての者について記入してください。  
2 二重線で囲まれた枠内は学校で記入するので記入しないでください。

様式第 3 号～様式第 4 号 一略一  
様式第 5 号

年 月 日

山形県教育委員会教育長殿

県立 高等学校 年 (部)

生徒住所

氏名

保護者等 生徒との続柄

氏名

授業料等減額(免除)理由消滅届

下記により減額(免除)の決定を受けました授業料(受講料)については、その減額(免除)の理由が 年 月 日消滅しました。

記

- 1 減額(免除)の決定番号及び決定年月日
- 2 減額(免除)の理由が消滅した理由

様式第 6 号～様式第 7 号 一略一

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則新旧対照表  
(昭和49年12月27日県教委規則第14号)

現 行	改 正 案																						
<p>第1条～第9条 一略一 (保護者等による手続)</p> <p>第10条 第7条及び前条に定める手続は、修学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障等により自らその手続をとることができないときは、山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)第43条に規定する<u>保護者</u>(以下「<u>保護者</u>」という。)又は第4条に規定する保証人が行うことができる。</p> <p>第11条 一略一 (1)～(5) 一略一 2 修学資金の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の債務を有するものが死亡又は失踪したときは、<u>保護者</u>又は第5条に規定する保証人は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>第12条 一略一 様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 県立 高等学校 制の課程 ( 科 ) 学年(部) 申請者 氏 名 <u>保護者</u> 氏 名</p> <p style="text-align: center;">山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与 申請書</p> <p>下記により山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添付して申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸与を受けようとする期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸与を受けようとする者の就労状況</td> <td>就労事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労形態の状況 (定職・アルバイト・パートの別等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸与を受けようとする者の属する世帯の状況</td> <td colspan="2">世帯状況調査(別記様式第1号の2)のとおり</td> </tr> </table> <p>(注) <u>保護者</u>は、山形県立高等学校管理運営規則第43条に規定する<u>保護者</u>とする。</p> <p>様式第1号の2</p>	貸与を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		貸与を受けようとする者の就労状況	就労事業所名		就労形態の状況 (定職・アルバイト・パートの別等)		貸与を受けようとする者の属する世帯の状況	世帯状況調査(別記様式第1号の2)のとおり		<p>第1条～第9条 一略一 (保護者等による手続)</p> <p>第10条 第7条及び前条に定める手続は、修学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障等により自らその手続をとることができないときは、山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)第43条に規定する<u>保護者等</u>(以下「<u>保護者等</u>」という。)又は第4条に規定する保証人が行うことができる。</p> <p>第11条 一略一 (1)～(5) 一略一 2 修学資金の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の債務を有するものが死亡又は失踪したときは、<u>保護者等</u>又は第5条に規定する保証人は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>第12条 一略一 様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 県立 高等学校 制の課程 ( 科 ) 学年(部) 申請者 氏 名 <u>保護者等</u> 氏 名</p> <p style="text-align: center;">山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与 申請書</p> <p>下記により山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添付して申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸与を受けようとする期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸与を受けようとする者の就労状況</td> <td>就労事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労形態の状況 (定職・アルバイト・パートの別等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸与を受けようとする者の属する世帯の状況</td> <td colspan="2">世帯状況調査(別記様式第1号の2)のとおり</td> </tr> </table> <p>(注) <u>保護者等</u>は、山形県立高等学校管理運営規則第43条に規定する<u>保護者等</u>とする。</p> <p>様式第1号の2</p>	貸与を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		貸与を受けようとする者の就労状況	就労事業所名		就労形態の状況 (定職・アルバイト・パートの別等)		貸与を受けようとする者の属する世帯の状況	世帯状況調査(別記様式第1号の2)のとおり	
貸与を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで																						
貸与を受けようとする者の就労状況	就労事業所名																						
	就労形態の状況 (定職・アルバイト・パートの別等)																						
貸与を受けようとする者の属する世帯の状況	世帯状況調査(別記様式第1号の2)のとおり																						
貸与を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで																						
貸与を受けようとする者の就労状況	就労事業所名																						
	就労形態の状況 (定職・アルバイト・パートの別等)																						
貸与を受けようとする者の属する世帯の状況	世帯状況調査(別記様式第1号の2)のとおり																						

世帯状況調査書

課程及び学年		生徒の氏名	住所	級地区分	地区区分					
制 学年(部)										
世帯の状況				所得額率の算定						
氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	性 別	続 柄	職 業 又 は 在 学 校 名 及 び 学 年 (部)	所 得 額	教 育 扶 助 及 び 障 害 者 加 算	生 活 扶 助		所 得 額 率 ( $\frac{A}{G} \times 100$ )	
							第1類	期 末 一 時 扶 助 第2類		
1	年 月 日 ( 歳)		本 人						基準額D	円 パーセント
2	年 月 日 ( 歳)		保護者							
3	年 月 日 ( 歳)								地区別加算額E	決 定 円
4	年 月 日 ( 歳)									
5	年 月 日 ( 歳)								住宅扶助F	□貸与 □不承認 円
6	年 月 日 ( 歳)									
7	年 月 日 ( 歳)								参考事項	参考事項 需要額 (AからFまで の合計×12) 円
8	年 月 日 ( 歳)									
9	年 月 日 ( 歳)									
合 計					円	a 円	A 円	B 円	C 円	G 円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 氏 名  
保護者 氏 名

(注) 1 「世帯の状況」の欄には、生計を同じくするすべての者について記入してください。

2 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。

世帯状況調査書

課程及び学年		生徒の氏名	住所	級地区分	地区区分					
制 学年(部)										
世帯の状況				所得額率の算定						
氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	性 別	続 柄	職 業 又 は 在 学 校 名 及 び 学 年 (部)	所 得 額	教 育 扶 助 及 び 障 害 者 加 算	生 活 扶 助		所 得 額 率 ( $\frac{A}{G} \times 100$ )	
							第1類	期 末 一 時 扶 助 第2類		
1	年 月 日 ( 歳)		本 人						基準額D	円 パーセント
2	年 月 日 ( 歳)		保護者等							
3	年 月 日 ( 歳)								地区別加算額E	決 定 円
4	年 月 日 ( 歳)									
5	年 月 日 ( 歳)								住宅扶助F	□貸与 □不承認 円
6	年 月 日 ( 歳)									
7	年 月 日 ( 歳)								参考事項	参考事項 需要額 (AからFまで の合計×12) 円
8	年 月 日 ( 歳)									
9	年 月 日 ( 歳)									
合 計					円	a 円	A 円	B 円	C 円	G 円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 氏 名  
保護者等 氏 名

(注) 1 「世帯の状況」の欄には、生計を同じくするすべての者について記入してください。

2 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。

# 山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則の制定 について

## 1 改正理由

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴う規定の整備を図るもの。

## 2 改正規則

- ・山形県立高等学校通信教育に関する規程
- ・山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則
- ・山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則

## 3 主な改正内容

- ・「保護者」を「保護者等」に改める。

## 4 施行期日

公布の日から施行する。（令和 4 年 4 月 1 日）

○山形県立高等学校管理運営規則

第 43 条 保護者等は、次の各号の一に該当する者で、その順位は各号の順序とする。

- (1) 親権者
- (2) 後見人
- (3) 生徒が 18 歳となる日の前日に第 1 号又は第 2 号に該当していた者
- (4) その他校長が適当と認める者